

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示

平成19年5月18日

松江市告示216号

改正 平成20年10月21日 告示287号
平成22年 6月 9日 告示261号
平成24年 3月12日 告示 52号
平成25年 6月19日 告示310号
平成28年 5月20日 告示268号
令和元年 5月15日 告示 14号
令和 3年 5月21日 告示407号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により告示する。

1 中間検査の区域

松江市全域

2 中間検査を行う期間

令和3年6月20日から令和6年6月19日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造の建築物であって、新築の戸建住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。）で、申請部分の床面積が100平方メートルを超えるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律82号）による融資を利用して建築されるもの
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の規定により、登録住宅性能評価機関において建設住宅性能評価を受け、その評価書の交付を受けるもの
- (3) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人に同法第19条第1号に規定する住宅瑕疵担保責任保険契約又は同条第2号に規定する保険契約を申し込んで建築されるもの

4 指定する特定工程

構造耐力上主要な柱、はり及び筋かいの接合並びに耐力壁の工事

5 指定する特定工程後の工程

特定工程の検査が実施できなくなる工程全て

6 適用の除外

次のいずれかに該当するものについては、この告示は、適用しない。

(1) 法第18条第2項の規定の適用を受ける建築物

(2) 法第68条の11第1項に基づく認証を受け建築されるもの

7 特定工程における中間検査の具体的内容については、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年5月18日から施行する。

附 則（平成20年10月21日松江市告示第287号）

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成22年6月9日松江市告示第261号）

この告示は、平成22年6月20日から施行する。

附 則（平成24年3月12日松江市告示第52号）

この告示は、平成24年3月12日から施行する。

附 則（平成25年6月19日松江市告示第310号）

この告示は、平成25年6月20日から施行する。

附 則（平成28年5月20日松江市告示第268号）

この告示は、平成28年6月20日から施行する。

附 則（令和元年5月15日松江市告示第14号）

この告示は、令和元年6月20日から施行する。

附 則（令和3年5月21日松江市告示第407号）

この告示は、令和3年6月20日から施行する。